石垣市結婚新生活支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯の新生活に係る支援を行う事業を実施することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越し費用の一部を補助するものとし、その補助について、石垣市補助金等交付規則（平成6年石垣市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　新婚世帯　令和7年1月1日から事業終了日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦

(2)　住居費　結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用で、物件の購入費、敷金、礼金及び仲介手数料をいう。

(3)　引越し費用　引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。

（補助対象世帯）

第3条　補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1)　所得証明書をもとに、令和6年分（申請の属する月が4月から5月までの場合にあっては、令和5年分とする。）の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。ただし、次の場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。

ア　貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額

(2)　夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。

(3)　対象となる住居が石垣市内にあること。

(4)　石垣市に継続して居住する意思があること。

(5)　他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(6)　過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

(7)　新婚世帯のいずれもが市税等の滞納をしていないこと。

(8)　新婚世帯のいずれもが石垣市暴力団排除条例（平成23年石垣市条例第18号）第2条に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の額等）

第4条　補助金の額は、住居費及び引越し費用を合わせた額を対象とし、予算の範囲内で1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯の場合、

予算の範囲内で1世帯あたり60万円を上限とする。

2　前項に規定する補助金の額に1，000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3　補助期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（補助金の交付申請）

第5条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石垣市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）　所得証明書

（2）　住宅手当等支給証明書（様式第2号）

（夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職かつ無収入である場合にあっては、住居手当等受給証明書に代えて、無職・無収入申立書兼誓約書（様式第2－1号）を提出することができる。）

（3）　貸与型奨学金の返還額が分かる書類

（4）　物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）

（5）　物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）

（6）　引越しに係る領収書（引越し費用）

（7）　夫婦の住民票（住所異動日が分かるもの）

（8）　婚姻届受理証明書又は戸籍謄本（婚姻日が分かるもの）

（9）　義務履行証明書

（10）　誓約書兼同意書（様式第3号）

（11）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2　市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、石垣市結婚新生活支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び決定）

第6条　前条第2項により補助金の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに石垣市結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第5号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、決定を受けなければならない。

2　市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、石垣市結婚新生活支援補助金変更交付決定兼確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条　補助対象者は、第5条第2項又は前条第2項に規定する通知書を受けた場合は、速やかに石垣市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2　市長は、補助対象者からの請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとす

る。

（交付決定の取消し）

第8条　市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）　虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）　補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

（3）　この要綱に違反する行為があったとき。

2　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、石垣市結婚新生活支援補助金交付決定兼確定取消通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条　市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、石垣市結婚新生活支援補助金返還請求書（様式第9号）により、補助対象者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告等）

第10条　市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2　補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。